

令和4年度第1回岡崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事録

日 時：令和4年4月28日（木）午後1時55分から午後2時55分まで

場 所：岡崎市西庁舎5階502号室

出席委員：7名

高橋蔵人（会長）、古田学（副会長）、牧野正高、竹本達司、今西洋子、
塩澤美穂子、瀬尾智子

事務局等：13名

傍 聴 者：なし

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事
令和4年度主要・新規事業について
- 4 その他
- 5 閉会

《主な質疑、意見など》

議事1 令和4年度主要・新規事業について

事務局：資料により審議内容について説明

委員：現在、LINEは多くのかたが利用しているツールですので、この情報発信の方法を導入するのは良い取組みだと思いますが、仮に、これを利用する親から何か相談等があった場合は、どういったかたが答えるのでしょうか。また、ひとり親家庭向けに電子メールでの情報提供ではなかなか届かないこともあったのでしょうか。また、どのようにひとり親家庭であると特定する想定でしょうか。

事務局：今のところ、LINEも含めたSNSにより一方通行で情報提供することを検討しており、利用者と双方向での情報をやり取りすることは考えておりません。まずは、市からの情報発信を確実に受け取っていただくためのツールとしてSNSを使用するつもりです。これまでは、ひとり親家庭向けには電子メールでの情報提供はしておりませんでした。児童扶養手当を受給している世帯であるかどうか確認することで、おおよそ特定しております。

委員：こども育成課と子育て支援室の情報発信はリンクした内容にする想定ですか。

事務局：今は別々の内容で考えております。仮に同じ内容を情報提供しようとした場合、受信対象の母数があまりに多いと、情報提供の対象からこぼれてしまうひとり親家庭が出てくるのが懸念されるためです。

委員：子どもの生活・学習支援業務が福祉部から移管されたとのことですが、この支援というのは、開設される時間や曜日は決まっていますか。また、市が直接運営しているのか、委託しているのかどちらでしょうか。

事務局：今は会場が市内に8カ所あり、いずれも土曜日又は日曜日のいずれかで、午後から開設しております。利用時間帯は、場所によって異なりますが、13時から15時と16時から18時としており、民間に委託して運営しています。

委員：生活困窮世帯ということで対象は絞られていると思いますが、過去の利用状況はどのようになっていますか。

事務局：定員が100名となっていますが、だいたい50%強の利用状況です。今年度は100名の定員に対して数名ですが定員を上回る応募がありました。超過したかたには待機していただき、空きが出れば参加していただくこととしております。

委員：ニーズがあるのですね。ちなみに、この事業の委託先は、学習指導や生活指導に長けた事業者になると思いますが、実際どのように選定していますか。

事務局：プロポーザル方式で選定しており、今年度はトライグループに委託しています。

会長：会場が8カ所あるということでしたので、1カ所あたり10人～15人程度と

ということになるのでしょうか。

事務局：お見込みのとおりです。会場はいずれも学区市民ホームで実施していますが、今年度は、岩津、大門、矢作北、連尺、城南、六ツ美北部、竜美丘、男川の8カ所になります。

会 長：昨年度から変更になったところがありますか。

事務局：もともとこの学習支援は、生活保護世帯の子どもを対象として福祉部門で始めた事業で、それに該当する子どもは歩いて通うことができる場所を選定する必要があることから、対象となる子どもの分布状況を考慮して選定をしています。

会 長：通いやすい会場を選ぶことは大事なポイントだと思います。

委 員：外国籍の家庭で学校に通っていないと思われる子どもに対して、市で支援していることは何かありますか。

事務局：事務局の所管からは外れますが、市としては多様性社会推進課で担当しています。

会 長：これまでそういった子どもが参加していたことはなかったですか。

事務局：これまではそのような事例がありませんでした。日本語があまり話せない子どもも想定すると、委託先の講師の選定にも影響があり、難しい面があると思います。

委 員：そういった子どもが小学校に通っていれば日本語を覚えると思いますが、通っていない子どもは覚えられないですね。

事務局：ご家庭の事情もあるかもしれませんが、そういった小学校に通っていない子どもであっても、日本語を学ぶ機会は市内にも様々あると思いますので、まずは日本語を学ぼうとするきっかけ作りがポイントになるかと思います。

委 員：学習指導のことで聞きたいのですが、学習指導するとなると、学習支援の教室に来ている子どもさんが通っている学校と進路相談や生活指導のことなど情報共有するなど、連携して対応するということがありますか。

事務局：学校と民間事業者が直接連携して対応することはありません。民間事業者が学校と情報共有するにも、個人情報取り扱いをどうするかなど問題があるので、直接連携はしていません。

委 員：民生委員や学校などと連携して子どもが取りこぼされないようにできると良いと思います。

事務局：民間事業者が通っている子どもに異状があると気付いた時は、市に情報を伝えてもらうようにしています。その状況によっては必要に応じて関係部署に情報共有し、措置を行っています。

委 員：委託業者の従事者に対する研修などはどのようにされていますか。もともと家庭に問題を抱えた子どもが多いと思いますので、そういったところに気が付き、配慮できるような対応が必要だと思います。

事務局：委託先の事業者が運営責任者、学習支援員全員に対し、いじめ、児童虐待、児童買春、児童ポルノ、体罰といった「子どもの人権問題」と、プライバ

シー保護、個人情報保護に関する初期研修を行った後、年3回の定期研修を実施して対応できるようにしています。

委員：児童虐待を受けているお子さんがいると気が付いたときに、家庭児童課などと連携するような仕組みはありますか。

事務局：先ほども回答しましたとおり、民間事業者が気が付いた際には、市に連絡を入れるようにしており、関係課に連携を取っております。

委員：繰り返しになりますが、そういったことの気が付かないと市への連携がされないわけなので、そういったことにきちんと気が付けるよう研修を受けてもらうことが必要だと思います。

会長：ありがとうございました。学習以前のところで大変な思いをしている子どももいると思いますので、そういった状況をケアしてあげられるようにできると良いと思います。

委員：放課後児童健全育成事業について聞きたいのですが、「待機児童」という概念はあるのでしょうか。

事務局：施設を安全に利用するため、育成センターの定員を設けており、学区によっては希望しても入れない子どももいます。ただ、本市の場合は、学区こどもの家等を利用してすべての学区で放課後こども教室を実施しており、児童育成センターを待機となった児童の居場所を確保しています。

委員：放課後児童健全育成事業は、今後も計画的に増やしていく方向でしょうか。

事務局：おかざきっ子育ちプランに沿って、民間事業者とも協力して進めていきたいと考えております。

委員：先ほどの質問と重なる部分がありますが、もし放課後児童クラブでも児童虐待の疑いに気が付いた場合は、市に情報連携する仕組みになっているという理解で良いでしょうか。

事務局：市が行っている放課後児童健全育成事業でも民間事業者に委託していますが、緊急性の高い事案に気が付いた場合は事業者の責任者を介さずに支援員が直接市に連絡することになっています。

委員：民間事業者の従事者においても、そういった気づきに長けたような職員なのか、そうでないならば、専門の研修などを受けるような仕組みがあるのでしょうか。

事務局：放課後児童支援員の資格を取得するには、放課後児童支援員認定資格研修を修了する必要があります。さらに委託先の事業者においても、子どもや保護者との接し方についての研修を実施しています。

委員：保育所や学校では、児童虐待に対するアンテナが高くなっており、そういった相談を受ける側の者としても件数が増えていることを実感しています。こういった放課後児童クラブなど子どもの居場所においても同じような視点が必要だと思います。ぜひ職員のかたにも周知をお願いしたいと思います。

会長：ありがとうございました。他に御意見はありますか。

委員：放課後児童健全育成事業についてですが、私ども施設には発達障害があつて通っている子どもがいますが、小学生になると放課後等デイサービスを利用する児童がいます。中には、一般の放課後児童クラブを利用することが望ましいという子どももいます。しかし、指導員の数が決まっていることもあり、トラブルを起こすなどして放課後児童クラブに通えなくなってしまう子もいます。そういった子に対して、児童育成センターに専門の先生に付いてもらうなど、対応について検討していますか。

事務局：まずは支援員がお子さんや保護者の信頼や理解を得るように努めており、専門の先生に来ていただく機会を設けることも行っております。そういったお子さんにとって児童育成センターに来ていただくことが必ずしも最良でない場合もあるかもしれませんが、ご家庭の事情等で希望されている状況もあって、可能な限り受け入れしております。受け入れたセンターも限られた人数ではありますが、現場ではできる限りの対応に努めているところです。

委員：放課後デイサービスの役割として児童育成センターの後方支援を行うなど一緒にそういった子どもへの対応を考えておりますので、今後も何かありましたらよろしくお願ひします。

会長：ありがとうございます。他に御意見はありますか。

委員：児童育成センターは市内あらゆる学区に設置されていると思いますが、そうでない学区もいくつかあると思います。そういった学区は子どもの数が少ないから設置されていないということでしょうか。

事務局：まず山間部の学区については、こどもの家で実施している放課後子ども教室に参加するなどして家族のかたが迎えに来るまで待機してもらっており、機能的には充足していると考えています。また、以前から民間クラブが開設されている学区もあり、そのようなところでは人数的に施設が不足していなければ設置しておりませんが、学童が必要な児童数が多い学区では、児童育成センターを設置している学区もありますし、民間クラブが複数設置されている学区もあります。例として愛宕学区では、近隣の学区で民間のクラブが開設されており、以前からそちらを利用している児童が多いため、受け皿として不足していないと考えており、児童育成センターを設置しておりません。

会長：ありがとうございます。他に御意見はありますか。特にないようですので、今回の議事はこれで全て終わりました。

その他 事務局から事務連絡

(六ツ美北保育園の民間移管のための認可手続きのため、本年秋頃に第2回の児童福祉専門分科会を開催予定)

閉会

事務局：速やかな議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。
これをもちまして、令和4年度第1回児童福祉専門分科会を終了します。
(午後2時55分 閉会)